第５章

環境分野の施策

１　協働・継承・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３９
２　気候変動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４２
３　循環型社会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
４　自然環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４９
５　生活環境・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５２



岩洞湖と岩手山

○施策の体系図

施策分野	基本方針	施策の方向
協働・継承	**基本方針１** 各主体が協働しながら，持続可能な社会を形成し，継承するまちづくり 	各主体との協働の推進 環境保全活動を担う人材の育成 環境に配慮した行動の促進
気候変動	**基本方針２** 気候変動対策を推進しながら形成する，脱炭素社会の実現に向けたまちづくり 	再生可能エネルギー等の普及促進 エネルギーの効率的な利用の促進 低炭素型のまちづくりの推進 二酸化炭素吸収源の確保 気候変動への適応
循環型社会	**基本方針３** 廃棄物の発生を抑制しながら，資源を循環利用する社会の形成 	３Ｒの推進 廃棄物の適正処理の推進 不法投棄の防止と環境美化の推進
自然環境	**基本方針４** 生物多様性を確保しながら，人と自然が共生できる社会の形成 	森林・農地・水辺の保全 野生動植物の生息･生活環境の保全と人との共生 緑や自然とのふれあいの促進
生活環境	**基本方針５** 健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保 	安全・安心な生活環境の保全 魅力的な景観の保全・形成

1　協働・継承

基本方針１　各主体が協働しながら，持続可能な社会を形成し，継承するまちづくり

関連するＳＤＧｓのゴール



市では，これまで市民や事業者などと協働しながら，生活環境や自然環境の保全，循環型社会の構築，気候変動対策など，多岐にわたる施策に取り組んできました。その結果，市域の環境はおおむね良好な状況で保全されているといえます。

一方，人口減少や人口構造の変化が一因となって環境活動の担い手の減少などを招き，環境保全活動を担う人手の不足や，環境保全に対する活力が低下することが懸念されています。

このような中，私たちが，この豊かで良好な地域環境を将来にわたって守り，育み，将来世代へと継承していくためには，活動にかかわる各主体の協働が不可欠です。また，将来にわたり環境保全活動等を担う人材を育てていく上で，将来を担う子どもたちへの環境教育・環境学習を推進することが必要です。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数（生活環境の保全）	人	＊42,000	42,000	→
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数（自然体験，自然との共生）	人	＊220,000	220,000	→
市立学校や市立社会教育施設で行われる環境啓発事業等への参加者数（地球環境への貢献）	人	＊37,000	37,000	→

＊ 平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度）の実績値平均（千人未満切上げ）

【管理指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
環境学習講座の参加者数	人	＊400	500	↗
盛岡市子どもエコチャレンジの参加者数【累計】	人	14,918	33,000	↗

＊ 平成 27 年度（2015 年度）～令和元年度（2019 年度）の実績値平均（百人未満切上げ）

(1) 各主体との協働の推進

本計画の上位計画である盛岡市総合計画の基本構想において，まちづくりを考える上で重視する視点として，「共につくるまち」があります。環境保全活動といった環境にかかわる活動についても，良好な環境を維持・向上させていくためには，市民，町内会・自治会，教育機関，ＮＰＯ，事業者，市など多様な主体がそれぞれの分野で活動の成果をあげていくとともに，それぞれの特徴を活かし，連携しながら協力し合う，協働による取組が重要です。

① 情報や器材の提供や交流を通じて，環境に関するボランティア活動やＮＰＯ活動を支援するとともに，協力と連携を促進します。
② 農林業イベントの開催，市民農園や農産物などの産直施設の整備などにより，農林業の重要性の啓発や，人的交流の促進を図ります。
③ 環境にかかわる人材の育成を進めるため，教育機関・ＮＰＯ・事業者・市などの連携を進めます。
④ 環境啓発イベントや環境学習の場を通じて，市民・教育機関・ＮＰＯ・事業者・市などが互いの環境にかかわる活動や課題を学び合うなど，情報や人的交流の促進を図ります。

(2) 環境保全活動を担う人材の育成

人の考え方や行動が環境に大きな影響を与えることから，将来にわたって良好な環境を守り継承していくためには，子どもから大人までを含めたあらゆる世代の市民が環境に対する正しい理解と知識を持ち，自ら考え，適切な行動を取ることが重要です。そのためには，環境施策を推進するための土台づくりとして，環境教育・環境学習により各主体の環境保全意識を高めることが必要となります。

また，環境教育・環境学習の推進とともに，情報の共有や人材の交流を図るなど，良好な環境が継承できる環境づくりも重要となります。

ア　環境教育・環境学習の推進

① 環境体験学習施設など環境学習拠点の整備を図ります。
② 環境教育副読本を発行するなど，小中学校での環境教育への支援を進めます。
③ 自然観察会，水生生物調査，星空観察会，こどもエコクラブ※活動などの体験型環境学習を進めます。
④ 公民館などでの環境講座の開催により環境学習に接する機会の提供に努めます。
⑤ 環境教育・環境学習プログラム，環境人材育成の研究・開発を進め，子どもや大人などそれぞれの状況に応じた環境教育を推進します。

イ　環境情報の収集・提供

① 二酸化炭素排出量等の見える化による取組意欲の向上のため，電気やガス等のエネルギー使用量から二酸化炭素排出量が計算できる環境家計簿等の活用に向けた情報発信を行います。
② 年次報告書や環境情報誌を定期的に発行するほか，市のホームページで環境の状況に関する情報や，環境イベント等への参加呼びかけなど，環境情報を提供します。
③ 県の環境学習交流センターと連携して環境情報の発信などを行います。

(3) 環境に配慮した行動の促進

持続可能な社会を実現するためには，市民一人ひとりが，環境問題について正しく理解し，日常生活や事業活動において，これまでの暮らしを見直し，環境のために何ができるか，何をすべきかを考え，実行することが必要です。各主体と協働しながら，環境保全活動等の普及・啓発に努め，環境に配慮した行動を促進します。

① 市が率先して環境マネジメントシステム※に取り組むとともに，事業者に対して環境マネジメントシステムの普及を促進します。
② エコマーク商品※など環境保全型商品の利用促進など，環境に配慮した生活を送る消費者（グリーンコンシューマー※）を増やすための啓発を進めます。
③ 低農薬・有機農産物，農地の存続や流通段階のエネルギー消費の削減に寄与する地場産品の普及に向けた啓発を進めます。
④ 環境に配慮した暮らしや活動について情報の提供を進めるとともに，市民参加による実践活動の推進を図ります。
⑤ ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の考え方を普及させるとともに，環境に配慮した暮らしや行動を促進します。
⑥ 家畜排せつ物等の有効利用による堆肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り，環境保全型農業，簡易包装の推進など，事業者の環境に配慮した活動を促進するための啓発を進めます。
⑦ 市産材の安定した供給や木材利用を推進するため，市民と事業者のネットワークの整備を図ります。



中津川沿いの遊歩道

2　気候変動

基本方針２　気候変動対策を推進しながら形成する，脱炭素社会の実現に向けたまちづくり

関連するＳＤＧｓのゴール



私たちの便利で快適な生活や事業活動を支えているエネルギーの多くは，石油，石炭などの化石燃料を原料としています。これらを消費することによって排出される二酸化炭素は，気候変動に密接に関係しており，その影響が気温の上昇や短時間強雨の発生などの形で私たちの生活に現れてきています。

これらのことから，脱炭素社会※の実現に向けて，温室効果ガス排出量を削減できる再生可能エネルギーや省エネルギーへの取組を進めるとともに，低炭素※型のまちづくりの推進や二酸化炭素を吸収する機能のある森林の保全に努めていきます。

また，さまざまな環境への負荷の低減を図ったとしても避けられないと予測される影響に対して，適応するための取組も進めます。

【総合的な指標】

指標	単位	平成 29 年度（2017 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
温室効果ガスの総排出量	千 t-CO_2	2,309（暫定値）	1,203	↘

【管理指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
市の公共施設の木質バイオマス機器による二酸化炭素排出の削減量	t-CO_2	251	650	↗
通勤時における自動車の交通利用分担率	%	67.4	53.0 令和６（2024）年度	↘
施業が行われた民有林の面積	ha	762	997	↗

(1) 再生可能エネルギー等の普及促進

本市には，木質バイオマス，地熱，風力，太陽光など，再生可能エネルギー資源が豊富に

あります。温室効果ガス排出量を削減していくためには，化石燃料に依存しない再生可能エネルギーを積極的に導入していくことが重要であることから，周辺環境に配慮しながら地域の自然的特性を活用した再生可能エネルギーの導入・利用を促進していきます。

① チップボイラー，薪ストーブなどの導入を推進し，木質バイオマスの利用を進めます。
② 地中熱利用をはじめとする再生可能エネルギー設備の公共施設での導入を検討します。
③ 再生可能エネルギーの最新技術の動向などの情報を提供し，普及に努めます。
④ 再生可能エネルギーの導入や設備の設置を推進するための具体策について検討します。
⑤ 自然環境や景観などにも配慮した適切な再生可能エネルギー設備の設置を促します。
⑥ 水素エネルギーに関する情報を収集し，具体的な利活用方法について検討します。

(2) エネルギーの効率的な利用の促進

温室効果ガスの排出を削減するためには，エネルギー使用機器を最新のものに更新することや，エネルギーマネジメントシステムの導入などにより使用するエネルギーの最適化を図ることなど，ハード面での取組が効果的です。また，温室効果ガスの排出量を抜本的に削減していくためには，市民一人ひとりがライフスタイルにおいて省エネ意識を持ち，低炭素化していくことが重要です。

① ＺＥＨ（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）やＺＥＢ（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）について情報を提供し，普及に努めます。
② 公共施設では高断熱・高気密で自然採光や通風に配慮した建築物の導入を図るとともに，高効率照明器具※やエネルギーマネジメントシステムの導入を進めるなど，省エネルギー化を推進します。
③ 公共施設の省エネルギー化に当たっては，リース事業やＥＳＣＯ事業※などを活用することによって，効率的に推進します。
④ 節電や冷暖房の設定温度の適正化など省エネルギー型の生活の工夫について，情報を提供するとともに，意識の改革を促します。
⑤ バスなどの公共交通や一般車両において，環境負荷の少ない自動車を普及するために，電気自動車等の低燃費車や低公害車※の情報を提供します。
⑥ アイドリングストップ※運動やエコドライブ※の促進など自動車の適正運転の普及に努めます。
⑦ 地域資源を活用したエネルギーの消費や地域新電力の活用により，エネルギーの地産地消を推進します。
⑧ 交通面なども含め，資源・エネルギーの有効利用を進め，今までの生活様式の見直しについて意識の改革を促します。

(3) 低炭素型のまちづくりの推進

低炭素型のまちづくりを実現していくためには，都市機能を適正に集約化するとともに公共交通機関の充実・強化等を図り，都市活動でのエネルギー利用の効率性を高め，エネルギー消費を抑制することが重要です。公共交通機関の利用促進を図りつつ，交通流の円滑化に

努め，低炭素型のまちづくりを推進します。

① 都市機能の集約や再開発事業等による高密度で複合的な土地利用の推進により，都市活動でのエネルギーの効率的な利用を図ります。
② 主要な地域と中心市街地を結ぶ利用しやすい公共交通軸の充実・強化を図り，自家用車利用から公共交通機関の利用への転換を促進します。
③ 中心市街地における歩道や自転車走行空間を拡充し，徒歩や自転車での回遊性の向上を図ります。
④ 自転車利用の多い路線における自転車走行空間の確保や，自転車駐輪場の整備等により，自転車利用環境を改善し，自転車の利用促進を図ります。
⑤ ユニバーサルデザイン※による誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。
⑥ ノーマイカーデーの設定や時差出勤の実施などを進め，交通渋滞の緩和を図り，交通流の円滑化に努めます。
⑦ 幹線道路や橋梁の整備，交差点改良，踏切拡幅，道路と鉄道との立体交差など，基盤整備を進め，交通流の円滑化に努めます。
⑧ 違法駐車の防止の指導や啓発を図り，交通流の円滑化に努めます。
⑨ 温室効果ガスであるフロン※などの回収・破壊を進めます。
⑩ ウォーカブル推進都市※として，居心地が良く歩きたくなるまちなかを形成します。

(4) 二酸化炭素吸収源の確保

本市は，市域面積の約 73%を森林が占めているなど，多くの緑がある地域特性を有しています。適切な森林管理を行い森林環境の保全や再生を図り，森林における二酸化炭素の吸収を最大限に促す施策を展開していきます。

① 森林等の緑の保全により，二酸化炭素吸収源の確保に関する対策を進めます。
② 森林の持つ二酸化炭素の吸収機能※を高度に発揮させるため，間伐等の保育作業や適時の伐採・再造林等により森林の健全化を図ります。
③ 公共施設の改築や新築に当たっては，盛岡市木材利用推進方針※に基づき可能な限り木材を利用し，二酸化炭素の固定化に努めます。

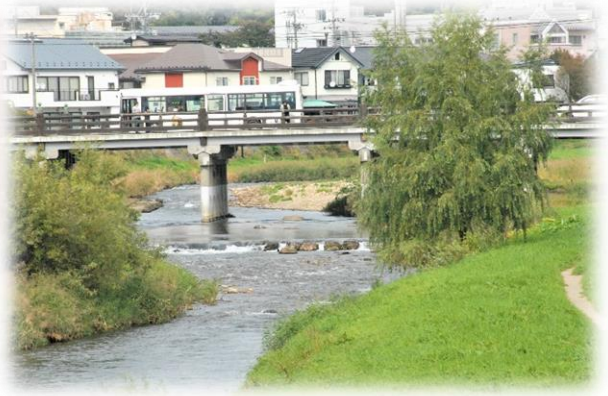
(5) 気候変動への適応

温室効果ガスの排出を抑制する取組（緩和策）が世界的に進められてきましたが，最大限の取組が行われたとしても，当面は気候変動の影響が平均気温上昇や局地的な大雨の発生による水害や土砂災害，熱中症や動物が媒介する感染症の拡大といった健康被害，農作物への影響等，さまざま影響が生じている，もしくは今後生じると予測されています。

これまでの温室効果ガスの排出を抑制するための取組（緩和策）に加え，気候変動による

影響を回避・低減するための取組（適応策）を進めていきます。

① 気候変動の影響による被害を最小限とするため，地域の防災・減災力の強化など，各分野における気候変動適応に関する施策を推進します。
② 気候変動の影響について，研究事例等の情報収集や水質のモニタリング等により把握に努めるとともに，影響の回避・低減のための取組について情報提供を行います。
③ 暑熱※による生活への影響を軽減する熱中症予防について，市民へ情報提供を行います。
④ 感染症に関する情報を市のホームページ等に掲載し，感染症の発生予防及びまん延の防止に努めます。



中津川（上の橋）



太田地区の田園風景

3　循環型社会

基本方針３　廃棄物の発生を抑制しながら，資源を循環利用する社会の形成

関連するＳＤＧｓのゴール



過去において行われてきた資源の大量消費・大量廃棄型の生活は，自然の循環をさえぎり，資源の枯渇や廃棄物問題などを引き起こすものでした。資源の循環的な利用などが進むことによって環境へ与える負荷は減少しつつありますが，現在においても食品ロスなどが問題になっています。循環型社会の形成のため，無駄なく資源を使う観点から，これまで以上に，廃棄物の発生抑制を行いながら，廃棄物ととらえられてきたものをできる限り資源として循環利用する取組や不法投棄等の防止をさらに推進していきます。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和８年度（2026 年度）目標値	目指す方向
ごみ総排出量	t	108,210	101,196	↘

【管理指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和８年度（2026 年度）目標値	目指す方向
家庭ごみ（資源を除く）の１人１日当たりの排出量	g	480	443	↘
事業系一般廃棄物の年間排出量	t	41,445	38,088	↘
資源率（(行政回収資源量＋資源集団回収量）/家庭ごみ総排出量）	%	23.1	28.3	↗

(1) ３Ｒの推進

環境に与える負荷を少なくするため，ごみの減量，資源の循環的な利用などを進める必要があります。ごみの分別を徹底し資源化を進めるとともに，発生を抑制するための仕組みづくりを進め，製品の再利用や再生品の利用の拡大のための啓発活動を進めます。

ア　家庭ごみの減量

① 地域の特徴に沿った啓発と実践行動の促進に取り組み，一人ひとりのごみの減量と資源再利用の意識醸成を図ります。
② 資源集団回収※の促進等，資源やごみを起点に地域コミュニティの活性化につなげます。
③ 地域において資源を保管するための施設（ストックヤード）の設置等について支援します。
④ フードバンクポスト※活用，フードドライブ※の実施を通じて未利用食品廃棄物の削減及び活用に努めます。
⑤ 各家庭でできる生ごみの減量方法を紹介するほか，生ごみの資源化方法について調査・研究を進めます。
⑥ 小売業者や市民団体と連携し，プラスチックごみの減量を目指したライフスタイルを提案します。

イ　事業系ごみの減量

① 業種や事業規模に応じた排出傾向を把握し，効果的な指導助言を展開します。
② 事業者に対して紙類やびん・缶・ペットボトルなどの資源化を働きかけます。
③ 飲食店等と連携して，事業系食品ロスの削減を図ります。

(2) 廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の減量・資源化の取組を推進するとともに，廃棄物については，生活環境の保全や公衆衛生の向上のためにも適正に処理する必要があります。

盛岡広域圏の構成市町及び関係一部事務組合とも相互に連携しながら，廃棄物の適正処理を推進します。

ア　ごみの処理

① ごみの処理に当たっては，処理施設からの排ガスの性状や放流水の水質に係る検査を徹底するなど，公害の防止に努め，周辺環境の保全に配慮しながら適正処理を進めます。
② 自動車タイヤなど適正処理が困難な一般廃棄物について，市民及び事業者との協力体制を構築するなどして適正処理の確保に努めます。
③ 産業廃棄物の適正処理が推進されるよう指導するとともに，関連情報を幅広く収集し，ニーズに沿った的確な情報を事業者へ提供します。

イ　し尿の処理

① し尿・浄化槽汚泥については，関係一部事務組合との連携を図りながら，適正処理を進めます。

(3) 不法投棄の防止と環境美化の推進

近年，市内における不法投棄は減少傾向にありますが，引き続き，市民や事業者への啓発

や定期的な監視パトロールを継続し，不法投棄の防止に努めます。

① 不法投棄を防止するため，パトロールを継続するとともに，看板の設置などによる啓発を進めます。
② 民間団体による自主的な環境美化活動への支援を進めます。
③ 公共の場所などの清潔の保持など，市民の環境美化意識を高揚させるための啓発を行い，全市的な環境美化活動の実施と定着を図ります。
④ たばこの吸い殻などのごみのポイ捨て防止のために，歩道に表示を行うなど，マナー向上の啓発に努めます。
⑤ ごみ集積場所の適正な管理を支援します。
⑥ 河川等を経て海へ流出するごみを抑制するため，河川の清掃活動を促進します。



中央通り沿いの花壇



河川沿いの遊歩道（中津川）

4　自然環境

基本方針４　生物多様性を確保しながら，人と自然が共生できる社会の形成

関連するＳＤＧｓのゴール



本市には多様な自然環境が存在し，その中で多くの生物がいのちをはぐくんでいます。生物の多様性がどれくらい確保されるかは，生態系の豊かさを示す尺度であり，生態系を構成している生物が多様であるほど，その生態系は安定しているといわれています。生物多様性を確保しながら，人間と自然が共生できる社会を目指します。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
まちづくり評価アンケート調査で「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合	%	80.4	86.0	↗
まちづくり評価アンケート調査で「公園や街路樹などのまちの中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合	%	77.2	80.0	↗

【管理指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
市域における森林区域の割合	%	73.2	73.2	→
市域における農用地区域の割合	%	8.5	8.5	→

(1) 森林・農地・水辺の保全

森林や農地は生産活動の場であるとともに，多くの生物の生息・生育場所であるほか，二酸化炭素の吸収，水源かん養※，保水機能などの多くの環境保全機能を有している貴重な財産です。このことから，土地利用の適正化や森林の適正管理を進めるなど森林の保全を図るとともに，農業経営の安定化や環境に配慮した水利施設の整備に努めるなど農地の保全を図ります。また，健全な河川生態の維持・回復を進め，緑の創出に努めるなど水辺の保全を図ります。

ア　森林の保全

① 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を進め，森林の保全を図ります。
② 水源かん養機能など森林が有する多様な公益的機能を恒久的に発揮させるため，複層林施業※や長伐期施業※の導入など，生育状況や森林の保全に配慮した林業生産活動の促進を図ります。
③ 森林を適切に保全するため，市産材利用を促進します。
④ 森林巡視により，病虫害や森林火災など森林被害の防止に努めます。
⑤ 林内作業道等，林業生産基盤の整備を支援し，森林資源の循環を図ります。
⑥ 森林の持つ保水能力の維持・向上のため，森林の適切な維持管理に努めます。
⑦ 水道水源の保全を目的とする各種施策を推進します。

イ　農地の保全

① 土地利用の適正化により，集団的優良農地を確保します。
② 土地の利用集積を進めることによって農業経営安定化を図るとともに，農地の有効活用を進めます。
③ 家畜排せつ物等の有効利用による，堆肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り，生態系や自然環境に配慮した環境保全型農業経営を推進します。
④ 農地の適切な維持管理などにより，荒廃農地の発生防止に努めます。
⑤ 農用地内の用排水路などの水利施設の整備に当たっては，環境に配慮するよう努めます。

ウ　水辺の保全

① 河川や湖沼周辺の自然を保護する意識の高揚を図ります。
② 多様な生物が生育できる水辺づくりや水質浄化機能の向上を図るため，河川や水路の整備に当たっては，多自然工法※など，環境に配慮した工法を採用します。

(2) 野生動植物の生息・生活環境の保全と人との共生

多様な生態系が維持されるためには，森林，農地，水辺など野生動植物の生息・生育環境が良好な状態で維持されるとともに，その連続性を確保する必要があります。

希少野生動植物の保護や市街地における緑化の推進を図る一方，既存の生態系を破壊する外来種※や農作物被害などをもたらす有害鳥獣に対しては被害防止のため計画的な対応を行っていく必要があります。

「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」に基づき，生物多様性を確保し，野生動植物と人とが共生する社会を目指し，自然環境の保全に努めます。

① 希少野生動植物の保護を図るため，関係機関と連携し，生息・生育環境の保全・再生を進めるとともに，開発事業者に対し，自然環境への配慮に関する指導を行います。
② 既存生態系の維持を図るため，外来種による被害対策を推進します。
③ 野生鳥獣と人が共存するための施策を推進し，農作物や生活環境への被害を防止するなど，野生鳥獣との適切な関係の構築に努めます。
④ 鳥獣保護区等の設定については， 関係機関と連携して適切に設定します。
⑤ 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し，野生動植物の把握や保護に努めるとともに，野生動植物の保護に関する啓発を行います。
⑥ 動植物の生息・生育環境が孤立しないよう，水と緑のうるおいのあるまちづくりを推進します。
⑦ 渡り鳥が活動する河川，湖沼，水田などの保全に努めます。
⑧ 開発行為等に当たっての自然環境への配慮の促進を図ります。
⑨ 河川や水路の整備に当たっては，多自然工法など水辺の環境の保全や緑の創出に配慮した工法を採用します。
⑩ 環境保護地区などの新たな指定や拡大について検討するとともに，その維持管理の支援を行います。
⑪ 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し，生息・生育環境の状態の把握に努めます。

(3) 緑や自然とのふれあいの促進

市街地における緑を保全し緑化の推進を図るため，「盛岡市緑の基本計画※」に基づき公園の緑地の保全や整備を進めるほか，緑や自然とのふれあいを促進するため，エコアス広場や近郊自然歩道，森林公園の維持管理に努めるなど，自然を体験できる場の保全・創出を推進します。

ア 緑の保全と緑化の推進

① 「盛岡市緑の基本計画」に位置付けられている施策を推進し，緑の保全と緑化の推進を図ります。
② 風致地区※などの指定により，良好な緑の保全に努めます。
③ 緑地協定の締結を促進し，緑豊かな住宅地の形成に努めます。
④ 自治会等へ花苗を支給し，公園等の緑化美化を進めます。
⑤ 街路樹や緑地帯等の適切な管理，更新に努めます。

イ 身近な自然とのふれあいの促進

① 森林公園や自然観察林などの野外レクリエーション施設や自然散策路など緑や生き物とのふれあいの場の創出・整備に努めます。
② 河川やダム湖周辺などの親水空間の創出・整備に努めます。
③ 自然とのふれあいの場として，また農作業の体験の身近な場として市民農園や学校農園の開設を支援します。

5　生活環境

基本方針５　健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境の確保

関連するＳＤＧｓのゴール



環境施策において，私たちを取り巻く環境を良好な状態に保つことは，最も基本となるものです。水や大気が安全であるとともに，盛岡らしさを醸し出す美しい景観のまち並みや眺望，歴史的・文化的遺産が守られることで，健康で安全かつ快適な生活を営むことができます。

【総合的な指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
まちづくり評価アンケート調査で「清潔で衛生的，公害がないといった点で，きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合	%	78.5	80.0	↗

【管理指標】

指標	単位	令和元年度（2019 年度）実績	令和 12 年度（2030 年度）目標値	目指す方向
大気の環境基準※適合率（適合項目数/測定項目数）	%	97.6	100.0	↗
水質の環境基準適合率（適合項目数/測定項目数）	%	94.3	100.0	↗
騒音の環境基準適合率（適合地点数/測定地点数）	%	89.1	100.0	↗
生活環境に関する苦情件数	件	57	45	↘
景観計画の基準に適合した建築行為等の割合（基準に適合した建築行為等の件数/届出件数）	%	100.0	100.0	→

(1) 安全・安心な生活環境の保全

人間の日常生活や事業活動，自動車交通に起因する環境負荷には，排出ガスを原因とする大気汚染，事業場からの騒音・振動や悪臭，河川などへの排水や地下水の汚染による水質汚濁などのほか，排出される二酸化炭素による気候変動への影響などがあります。私たちが安全・安心な生活を営んでいくためには，私たちを取り巻くこのような環境が良好でなければなりません。

ア　環境負荷に関する総合的な対策の推進

① 協定などにより事業場の公害防止を図ります。
② 苦情が寄せられた事業場に対しては，公害防止設備の設置等の指導に努めます。

イ　大気汚染，有害物質などの対策の推進

① 大気汚染防止法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，事業場からのばい煙※の発生抑制などの指導に努めます。
② ダイオキシン類※対策特別措置法に基づき，焼却炉などから発生するダイオキシン類の排出抑制のため監視や指導に努めます。
③ アスベスト※の適正処理に関する啓発を進めます。
④ 市域の空間放射線量の測定については，定点 14 か所の測定を実施するほか，簡易型放射線測定器の貸出しを継続し，市域の放射線の状況を監視するとともに，「広報もりおか」や市のホームページを通じて放射能関連情報を分かりやすく提供し，市民の不安解消に努めます。
⑤ 大気環境について監視を継続し，測定データを，市のホームページなどで公表します。
⑥ 酸性雪調査などの継続的測定を実施します。

ウ　水質，土壌汚染の対策の推進

① 土壌汚染対策法，水質汚濁防止法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，土壌汚染の調査・対策等の指導，汚染情報の管理を行います。
② 水質汚濁防止法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，排水の適正管理の指導に努めます。
③ 水質汚濁防止法に基づき，地下水質の汚濁防止の指導を進めるほか，地下水の水質の監視を行います。
④ 水質汚濁や土壌汚染が発生しないよう，有害物質を使用している事業場に対する監視を行います。
⑤ 河川や土壌等の有害物質について，適正な監視箇所，測定項目による監視を行います。
⑥ 水質の状況について県と連携し，監視箇所や監視項目の充実を図ります。
⑦ 畜産業者に対して堆肥からの地下浸透の防止の指導を進めます。
⑧ 河川への油流出事故などの未然防止について啓発を進めます。
⑨ 洗剤の適正使用など生活排水対策の普及・啓発を進めます。
⑩ 汚水処理施設の整備を進めます。
⑪ 低毒性農薬の使用や農薬使用量の削減など農薬や化学肥料の適正使用の啓発に努めます。

エ　騒音・振動・悪臭への対策

① 騒音規制法，振動規制法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，事業場，建設作業などにおける騒音・振動の防止の指導に努めます。
② 幹線道路沿道において，緩衝帯としての機能を担うような土地利用の誘導を図るなど，後背地の居住環境の保全に努めます。
③ 街路樹，緩衝緑地など騒音・振動などを低減させるための施設整備に努めます。
④ 低騒音舗装など道路構造の改良に努めます。
⑤ 騒音・振動について監視を継続します。
⑥ 悪臭防止法に基づき，事業場からの悪臭の防止について，指導に努めます。
⑦ 日常生活における騒音や悪臭の防止など，近隣型公害※に対する意識の啓発に努めます。

オ　その他の公害への対策

① 日照阻害，電波障害などの未然防止を図るため，中高層建築物などの建築における事前指導を行います。
② 光害，電磁波に関する情報を収集するとともに，自然環境や生活環境への影響を最小限にするように適切に対応します。
③ 人工的な強い香りが原因となる香害について啓発を進めます。

(2) 魅力的な景観の保全・形成

山並みの眺望，田園風景や歴史を感じさせるまち並みなど，良好な景観を構成する要素を活かしながら，「盛岡市景観計画※」の景観形成指針及び景観地区※の認定基準に則し，建築物等の良好な景観形成を促進するほか，自然環境と歴史的環境が調和した盛岡らしい景観の保全・形成に努めます。

ア　良好な景観の保全・形成

① 景観法に基づく届出審査を通じて，景観計画の景観形成指針に則し，建築物や工作物の景観形成を促進します。
② 屋外広告物条例及び景観計画の基本方針に則し，良好な屋外広告物の景観形成を促進します。
③ 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を図るなど，森林や農地の保全に努め，山並みや田園景観を保全します。
④ 景観計画の景観形成指針及び景観地区の認定基準に則し，歴史的なまち並み等，景観上重要な地区の良好な景観の形成を促進します。
⑤ 歴史的建造物などの歴史的景観と調和したまち並みの形成に努めます。
⑥ 公共施設については，デザインや色彩などに配慮し，良好な景観の形成を推進します。
⑦ 景観についての表彰制度の充実，シンポジウム※の開催など景観形成への啓発を進めます。
⑧ 電線類の地中化の促進を図ります。

イ　歴史的・文化的環境の保存・活用

① 歴史的・文化的遺産について，文化財や景観重要建造物等の指定を進めるとともに，維持管理の支援を行います。